

13 出入口

《基本的考え方》

建築物の出入口は案内所や案内表示に至るまでの経路を、高齢者や障害者等が安全かつ円滑に利用するための配慮が必要となります。

【1】出入口

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準
福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー 条例
対象	利用者の用に供する出入口	-
自動感知 制止装置	自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	-
衝突防止	全面が透明な戸を設ける場合には、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。	-

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー 条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	-

《解説》

【自動感知制止装置】利用者が戸に挟まれないよう、戸枠の左右かつ適切な高さに、安全装置（安全センサー）を設置する。

【衝突防止】透明なガラス戸は衝突の危険があるため、視覚障害者が識別できるよう、目の高さの位置に横棧を設置する、ガラスに色をつける又は模様を入れる等、配慮する。

《望ましい整備》

- ・視覚障害者に配慮し、音声案内又はチャイム等を設ける。

【2】移動等円滑化経路を構成する出入口

上記【1】のほか、次の構造とすること。

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	移動等円滑化経路を構成する出入口	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で、移動等円滑化経路を構成する出入口（多数の者の読み替え有り）
有効幅	令第18条第2項第2号イに適合すること	令第18条第2項第2号イ 幅は、80cm以上とすること。
戸の構造	令第18条第2項第2号ロに適合すること	令第18条第2項第2号ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路	同左

《解説》

【有効幅】ドアの厚みや取っ手の引き残しを考慮し、出入口に必要な有効幅員を確保する。

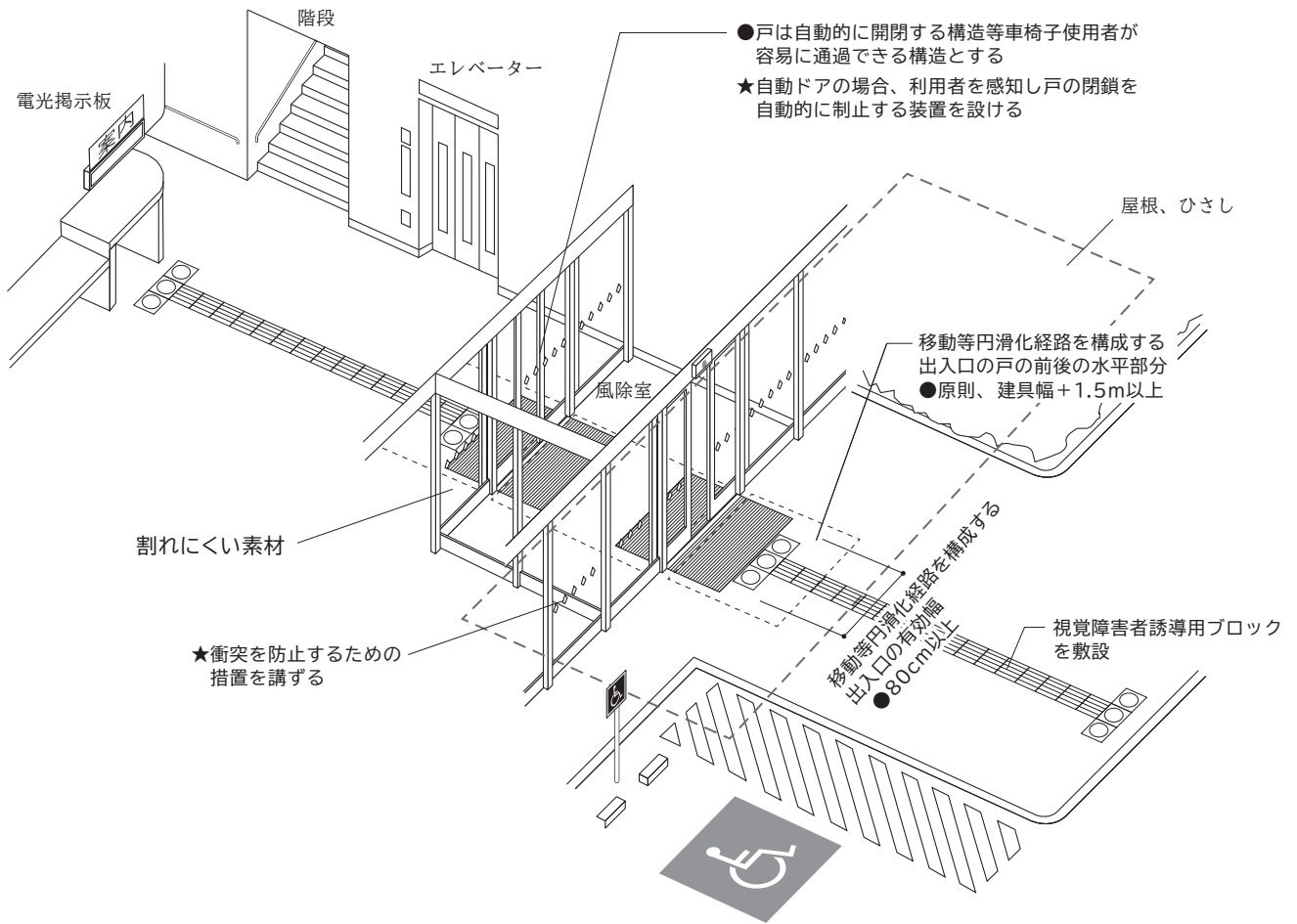
【戸の構造】車椅子使用者が座ったまま戸を開閉できるよう、戸の前後に接近スペースを設けたり、開閉しやすい取っ手を設置する等、配慮する。また、車椅子使用者が戸を操作したり、方向転換を行うため、戸の前後には水平部分を設ける。

《望ましい整備》

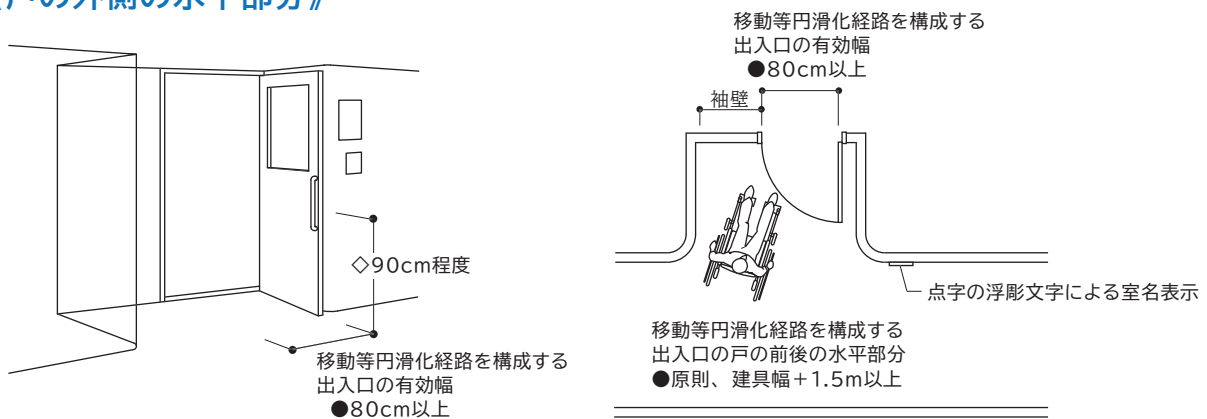
- ・ 主要な出入口部分の床面、戸の位置や出入口の幅が容易に識別できるように、床材等に視覚的なコントラストをつける。
- ・ 車椅子使用者が戸を開閉しやすいように、袖壁は引き戸の場合は30cm以上、開き戸の場合は45cm以上確保する。
- ・ 移動等円滑経路を構成する出入口の有効幅は120cm以上とする。
- ・ 玄関マットは感知式または埋め込み式とする。

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
 ☆福まち条例独自基準（努力義務） ◇標準的な整備基準

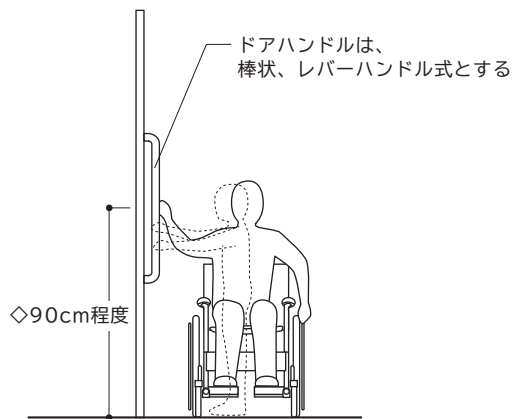
《外部出入口》



《戸の外側の水平部分》

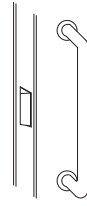


《ドアハンドルの高さ》

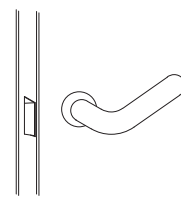


《ドアハンドルの種類》

■棒状



■レバーハンドル



《車椅子使用者が通行しやすい防火戸》

